

離縁状を読む 解答

史料1 天保十三年（一八四三）二月 曳取申一札之事（離縁状付）

（森田家文書No.六七七八）

りえんちやう

（読み下し文）

りえんじよう

一 このをんなふらち二付
もうとうかまへ無御座候
どこのいすくへゑんづくとも
すこしもかまはず申候

一 このおんな、ふらちに付き、
もうとうかまえ御座無く候、
どこのいすくへえんづくとも、
すこしもかまはず申し候

為後日一札

後日の為一札

儀兵衛

儀兵衛

右セハ人

右せわ人

清右衛門

清右衛門

長右衛門

長右衛門

をいそどの

おいそどの

※本史料は、天保十三年正月「曳取申一札之事」に添付された離縁状である。

史料2 「文化十一年（一八一四）」戌八月二十六日 離縁一札

（小林（茂）家文書No.二二六六）

離縁一札

（読み下し文）

離縁一札

一 りね義此度実縁
無之候ニ付離縁仕此末
何方へ縁付候共此方構
無御座候

一 りね義此の度実縁
これ無く候に付き離縁仕り此の末
何方へ縁付き候とも此の方構い
御座無く候

琴寄村

琴寄村

戌八月廿六日 浅次郎（爪印）

戌八月廿六日 浅次郎（爪印）

史料3 明治三年(一八七〇)七月 人別送一札

(小林(茂)家文書No.二三八)

一 其御村方御百姓角右衛門殿娘つま義
川口村百姓庄左衛門仲人二而

右者当村百姓助右衛門悴嫁ニ
貫請候処無様離別ニ相成候間
依之人別帳相除候、為其一札
如件

浦和縣支配所
埼玉郡川口村
名主

明治三年七月 泰之助(印)

同御支配所
同州琴寄村
御名主中

(読み下し文)

一 其の御村方御百姓角右衛門殿娘つま義
川口村百姓庄左衛門仲人にて

右は当村百姓助右衛門悴嫁に
貫い請け候処、無様離別に相成り候間
これに依り人別帳相除き候、その為一札
件の如し

浦和縣支配所
埼玉郡川口村
名主

明治三年七月 泰之助(印)

同御支配所
同州琴寄村
御名主中